

株券上場審査基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項から前項までの規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「<u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合</u>」及び<u>同項第18号</u>に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券（外国株券を除く。）が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この基準は、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項から前項までの規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第1項第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券（外国株券を除く。）が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p><u>(買収防衛策の導入に係る尊重事項)</u></p> <p><u>第1条の3 上場会社(社会資本整備市場に上場されている株券, 優先株及び社債券の発行者を含む。以下同じ。)</u>は、<u>買収防衛策(上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。)</u>の実現を困難にする方策のうち、<u>経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。)</u>を導入(買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。)する場合は、次の各号に掲げる事項を尊重するものとする。</p> <p>(1) <u>開示の十分性</u>  <u>買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>透明性</u>  <u>買収防衛策の発動(買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。)</u>及び<u>廃止(買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。)</u>の条件が<u>経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。</u></p> <p>(3) <u>流通市場への影響</u>  <u>株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。</u></p> <p>(4) <u>株主の権利の尊重</u>  <u>株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。</u></p> <p>2 本所は、<u>上場会社が前項各号に掲げる事項を尊重していないと認める場合には、その旨を公表することができる。この場合において、上場外国株券の</u></p>	<p>(新設)</p>

発行者（以下「上場外国会社」という。）に対する適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

(会社情報の開示)

第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第4項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～a h (略)

a i 定款の変更

a j aから前a iまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)～(4) (略)

2～9 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa jまでに掲げる事項

(会社情報の開示)

第2条 上場会社（社会資本整備市場に上場されている株券、優先株及び社債券の発行者を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者（以下「上場外国会社」という。）に対するこの項、次項、第4項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～a h (略)

(新設)

a i aから前a hまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)～(4) (略)

2～9 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa iまでに掲げる事項

(2)～(13) (略)  
2・3 (略)

(2)～(13) (略)  
2・3 (略)

付 則  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 株主の権利の不当な制限</u>  <u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないとき。</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、第1項第4号から第18号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>付 則  この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、第1項第4号から第17号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

社会資本整備市場上場廃止基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 社会資本整備市場の上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 株主の権利の不当な制限</u></p> <p><u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないとき。</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 社会資本整備市場の上場社債券の発行者が第1項第7号から第13号まで(第8号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、<u>第18号又は第19号</u>のいずれかに該当した場合のほか、社会資本整備市場の上場社債券の銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。ただし、第2号に該当する銘柄であって、本所が特に必要と認めるものについては、上場を廃止しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 社会資本整備市場の上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) (新設)</p> <p>(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社会資本整備市場の上場社債券の発行者が第1項第7号から第13号まで(第8号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)<u>又は第18号</u>のいずれかに該当した場合のほか、社会資本整備市場の上場社債券の銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。ただし、第2号に該当する銘柄であって、本所が特に必要と認めるものについては、上場を廃止しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引  
規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(再上場の特例)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、原則として、第7条(第1項中の第1号fからiまで及び第2項中の第1号e及びfの規定の適用を除く。)、第8条(第1項中の第7条第1項第1号fからiまで及び第2項中の第7条第2項第1号e及びfの規定の適用を除く。)及び第9条の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において第17条第1項第16号に規定する「<u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合</u>」及び同項第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に到来する事業年度の末日等までに株式の分布状況に係る上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第17条 上場銘柄がスタンダード銘柄である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>株主の権利の不当な制限</u> <u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないとき。</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、上場銘柄がスタンダードに所属する外国株券である場合には、前項第5号から第17号(第12号、第13号及び第15号を除く。)までのいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものと</p>	<p>(再上場の特例)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、原則として、第7条(第1項中の第1号fからiまで及び第2項中の第1号e及びfの規定の適用を除く。)、第8条(第1項中の第7条第1項第1号fからiまで及び第2項中の第7条第2項第1号e及びfの規定の適用を除く。)及び第9条の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において第17条第1項第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に到来する事業年度の末日等までに株式の分布状況に係る上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第17条 上場銘柄がスタンダード銘柄である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) (新設)</p> <p>(16) (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、上場銘柄がスタンダードに所属する外国株券である場合には、前項第5号から第16号(第12号、第13号及び第15号を除く。)までのいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものと</p>

する。

(1)～(7) (略)

3 上場銘柄がグロース銘柄である場合には、第1項第5号から第17号まで(第6号中「5億円」とあるのは「1億円」と読み替える。)のいずれかに該当する場合のほか、次の第1号から第3号までのすべて、第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(6) (略)

4 前項にかかわらず、上場銘柄がグロースに所属する外国株券である場合には、第1項第5号から第17号(第13号及び第15号を除く。)まで(第6号中「5億円」とあるのは「1億円」と読み替える。)又は第2項第1号若しくは第6号のいずれかに該当する場合のほか、次の第1号から第3号までのすべて、第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(6) (略)

#### 付 則

- 1 この特例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

する。

(1)～(7) (略)

3 上場銘柄がグロース銘柄である場合には、第1項第5号から第16号まで(第6号中「5億円」とあるのは「1億円」と読み替える。)のいずれかに該当する場合のほか、次の第1号から第3号までのすべて、第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(6) (略)

4 前項にかかわらず、上場銘柄がグロースに所属する外国株券である場合には、第1項第5号から第16号(第13号及び第15号を除く。)まで(第6号中「5億円」とあるのは「1億円」と読み替える。)又は第2項第1号若しくは第6号のいずれかに該当する場合のほか、次の第1号から第3号までのすべて、第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(6) (略)



債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、本所の株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第18号のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、本所の株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第17号のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、第9条の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(n)の2 (略)</p> <p><u>(n)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>(o) 株券上場廃止基準第2条第1項<u>第18号</u> (株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>(p)・(q) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条第1項各号(第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4(1)bに規定する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び<u>第18号</u>のうち株券の不正発行の場合を除く。)又は第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、第9条の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(n)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(o) 株券上場廃止基準第2条第1項<u>第17号</u> (株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合。</p> <p>(p)・(q) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条第1項各号(第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4(1)bに規定する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び<u>第17号</u>のうち株券の不正発行の場合を除く。)又は第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理</p>

ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(o)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2, (b)の2, (d), (e), (g), (k), (l), (l)の2, (n)の2, (n)の3及び(o)から(q)までの場合

本所が必要と認めた日

b (略)

(2)～(7) (略)

2 (略)

(社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理ポスト、整理ポストへの割当て)

第9条 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。

(1)～(14)の2 (略)

(14)の3 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(15) 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第19号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(16) (略)

2 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。

(1) 社会資本整備市場の上場株券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項各号(第9号の

ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(o)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2, (b)の2, (d), (e), (g), (k), (l), (l)の2, (n)の2及び(o)から(q)までの場合

本所が必要と認めた日

b (略)

(2)～(7) (略)

2 (略)

(社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理ポスト、整理ポストへの割当て)

第9条 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。

(1)～(14)の2 (略)

(新設)

(15) 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第18号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(16) (略)

2 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。

(1) 社会資本整備市場の上場株券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項各号(第9号の

うち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (9) bの(a)に規定する合併による解散の場合、第15号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (14) aに規定する株式交換による完全子会社化の場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) 社会資本整備市場の上場優先株が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項各号(第1号、第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (9) bの(a)に規定する合併による解散の場合、第16号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (14) aに規定する株式交換による完全子会社化の場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合には、当該優先株を整理ポストに割り当てる。

(3) 社会資本整備市場の上場社債券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第7号から第13号まで、第18号又は第19号(第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (9) bの(a)に規定する合併による解散の場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合のほか、第2条第3項第1号及び第2号(社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満になった場合に限る。) に該当する場合には、当該社債券を整理ポストに割り当てる。

(社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理ポスト、整理ポストへの割当期間)  
第10条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 監理ポストへの割当期間は、次のaからdまでに定める日から本所が社会資本整備市場上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1項第15号の場合において、次のcに定める日から1年を超えること

うち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (9) bの(a)に規定する合併による解散の場合、第15号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (14) aに規定する株式交換による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) 社会資本整備市場の上場優先株が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項各号(第1号、第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (9) bの(a)に規定する合併による解散の場合、第16号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (14) aに規定する株式交換による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合には、当該優先株を整理ポストに割り当てる。

(3) 社会資本整備市場の上場社債券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第7号から第13号まで又は第18号(第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1 (9) bの(a)に規定する合併による解散の場合及び第18号のうち株券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合のほか、第2条第3項第1号及び第2号(社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満になった場合に限る。) に該当する場合には、当該社債券を整理ポストに割り当てる。

(社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理ポスト、整理ポストへの割当期間)  
第10条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 監理ポストへの割当期間は、次のaからdまでに定める日から本所が社会資本整備市場上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1項第15号の場合において、次のcに定める日から1年を超えること

となるときは、当該日から1年目の日以降の日  
でその都度本所が定める日までとする。

a・b (略)

c 前条第1項第3号、第5号、第7号、第11  
号、第12号、第12号の2、第14号の2、第14  
号の3、第15号及び第16号の場合

本所が必要と認めた日

d・e (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

となるときは、当該日から1年目の日以降の日  
でその都度本所が定める日までとする。

a・b (略)

c 前条第1項第3号、第5号、第7号、第11  
号、第12号、第12号の2、第14号の2、第15  
号及び第16号の場合

本所が必要と認めた日

d・e (略)

(2)・(3) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第4号関係</p> <p><u>(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p> <p><u>(b) 新規上場申請者が買収防衛策(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。)を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重していること。</u></p> <p><u>(c) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</u></p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び当該上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) 新規上場申請者が買収防衛策を導入して</u></p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び当該上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p>

いる場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重していること。

(c) (略)  
(4) (略)

(b) (略)  
(4) (略)

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

社会資本整備市場上場審査基準の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>1 第2条(社会資本整備市場への上場審査)関係</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p><u>f 第4号関係</u></p> <p><u>(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p> <p><u>(b) 新規上場申請者が買収防衛策(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。)を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重していること。</u></p> <p><u>(c) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</u></p> <p>付 則</p> <p>この取扱いは、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券、優先株及び社債券の審査から適用する。</p>	<p>1 第2条(社会資本整備市場への上場審査)関係</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>(新設)</p>



新	旧
<p><u>1の2 第1条の3(買収防衛策の導入に係る尊重事項)第2項関係</u></p> <p><u>第2項に規定する「上場会社が前項各号に掲げる事項を尊重していない」かどうかの認定については、買収防衛策の内容及びその開示状況を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>1の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係</u></p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>m</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>m</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。<u>ただし、株主割当により発行する場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴い発行する場合を除く。</u></p> <p>b～l (略)</p> <p><u>m 第1号a iに掲げる事項</u></p> <p><u>定款の変更理由が以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更</u></p> <p><u>(b) 本店所在地の変更</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><u>1の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係</u></p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>l</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>l</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。</p> <p>b～l (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p><u>2の4 第2条(会社情報の開示)第9項関係</u></p> <p>(1) 第9項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次のaからeまでに定める事項をいうものとする。</p> <p>a・b (略)</p>	<p><u>2の4 第2条(会社情報の開示)第9項関係</u></p> <p>(1) 第9項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次のaからeまでに定める事項をいうものとする。</p> <p>a・b (略)</p>

c 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1の3(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

d・e (略)

(2) (略)

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）  
関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準は、1の3(1)に規定する基準（同(1) a、b及びmを除く。）をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～f (略)

fの2 第2条第1項第1号a iに掲げる事項  
変更後の定款 変更後遅滞なく  
この場合において、上場会社（上場外国会社を除く。）は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

g～n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～g (略)

h 株式取扱規則の変更（変更後の株式取扱規

c 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1の2(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

d・e (略)

(2) (略)

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）  
関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準は、1の2(1)に規定する基準（同(1) a及びbを除く。）をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～f (略)

(新設)

g～n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～g (略)

h 定款又は株式取扱規則の変更（変更後の定

則を提出すること。)

i ~ l (略)

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式 (商法第222条第9項の規定に基づき、定款をもって、法令又は定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部につき、その決議のほか、ある種類株式の種類株主総会の決議を要するものと定めている場合における当該種類株式をいう。) 又は取締役選任権付種類株式 (商法第222条第1項第6号の規定に基づき、定款をもって、ある種類株式の種類株主総会において取締役を選任するものと定めている場合における当該種類株式をいう。) の発行

(6)・(7) (略)

#### 14 第15条 (その他書類の提出) 関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ e (略)

f 1の3 (3)の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同(3) a から c までに掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

平成17年2月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の1の3 (3)、14 d 及び f 並びに平成8年1月1日改正付則の規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし、改正後の1の3 (3) c の規定は、平成17年3月1日以後に終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。

3 (略)

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

款又は株式取扱規則を提出すること。)

i ~ l (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

#### 14 第15条 (その他書類の提出) 関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ e (略)

f 1の2 (3)の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同(3) a から c までに掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

平成17年2月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の1の2 (3)、14 d 及び f 並びに平成8年1月1日改正付則の規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし、改正後の1の2 (3) c の規定は、平成17年3月1日以後に終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。

3 (略)

## 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係  (1)～(13) (略)  (14) <u>株主の権利の不当な制限</u>  a <u>第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っている</u>と本所が認めた場合を含むものとする。  (a) <u>買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）</u>  (b) <u>ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入</u>  (c) <u>拒否権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(5)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。）のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規</u></p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係  (1)～(13) (略)  (新設)</p>

則の取扱い5(5)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。)を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

b 第17号に規定する「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた日から起算して6か月目の日までの期間をいうものとする。

c 上場会社が買収防衛策を導入したことにより上場銘柄が第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときは、同号に規定する「6か月以内に当該状態が解消されないとき」に該当したものとして取り扱う。

## 2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第18号まで（第13号、第14号及び第16号を除く。）の適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする。

(2)～(5) (略)

## 4 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めたとき」の取扱い  
第2条各項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当

## 2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第17号まで（第13号、第14号及び第16号を除く。）の適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする。

(2)～(5) (略)

## 4 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めたとき」の取扱い  
第2条各項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当

該 a から c までに定めるところに従って上場廃止する。

a ~ c (略)

d 第2条第1項第18号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から c までに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a ・ b (略)

c 第2条第1項第18号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

該 a から c までに定めるところに従って上場廃止する。

a ~ c (略)

d 第2条第1項第17号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から c までに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a ・ b (略)

c 第2条第1項第17号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(14) (略) <u>(15) 株主の権利の不当な制限</u> a <u>第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っている</u>と本所が認めた場合を含むものとする。 (a) <u>買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)</u> (b) <u>ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項第2号に規定する廃止をいう。)</u>又は不発動とすることができないものの導入 (c) <u>拒否権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(5)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。)</u>のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(14) (略) (新設)</p>

則の取扱い5(5)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。)を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

b 第18号に規定する「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた日から起算して6か月目の日までの期間をいうものとする。

c 上場会社が買収防衛策を導入したことにより上場銘柄が第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときは、同号に規定する「6か月以内に当該状態が解消されないとき」に該当したものとして取り扱う。

#### 5 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めたとき」の取扱い  
第2条各項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからfまでに規定する銘柄については、その各々の定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第1項第19号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

d～f (略)

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

#### 5 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めたとき」の取扱い  
第2条各項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからfまでに規定する銘柄については、その各々の定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第1項第17号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

d～f (略)

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い



前(1)の規定により本所が必要であると認め  
た銘柄の売買の期間は、次の a から e までに定  
めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定し  
た日の翌日から起算して、原則として1か月間  
とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべ  
きであると認めた場合には、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第19号に該当することとなっ  
た銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃  
止を決定した日の翌日から起算して1か月間  
の範囲内の日で、その都度決定するものとす  
る。

d・e (略)

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

前(1)の規定により本所が必要であると認め  
た銘柄の売買の期間は、次の a から e までに定  
めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定し  
た日の翌日から起算して、原則として1か月間  
とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべ  
きであると認めた場合には、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第18号に該当することとなっ  
た銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃  
止を決定した日の翌日から起算して1か月間  
の範囲内の日で、その都度決定するものとす  
る。

d・e (略)

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引  
規程及び受託契約準則の特例の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>13 第9条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第3号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p> <p><u>(c) 新規上場申請者が買収防衛策(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。)を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重していること。</u></p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係 (削る)</p> <p><u>(a) (略)</u></p> <p><u>(b) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p>	<p>13 第9条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第3号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(b) (略)</u></p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p><u>(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p> <p><u>(b) (略)</u></p> <p>(新設)</p>

(c) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重していること。

(d) (略)

(4) (略)

19 第17条（上場廃止基準）第1項関係

(1)～(12) (略)

(13) 株主の権利の不当な制限

a 第16号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っていると本所が認めた場合を含むものとする。

(a) 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

(b) ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入

(c) 拒否権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(5)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。）のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定

(新設)

(c) (略)

(4) (略)

19 第17条（上場廃止基準）第1項関係

(1)～(12) (略)

(新設)

(持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(5)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。))を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

b 第16号に規定する「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた日から起算して6か月目の日までの期間をいうものとする。

c 上場会社が買収防衛策を導入したことにより上場銘柄が第16号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときは、同号に規定する「6か月以内に当該状態が解消されないとき」に該当したものとして取り扱う。

#### 19の2 第17条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第17条第1項第5号から第17号(第12号、第13号及び第15号を除く。)までの適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする(以下20の2において同じ。)

(2)～(7) (略)

#### 22 第20条(上場廃止前の取扱い)関係

#### 19の2 第17条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第17条第1項第5号から第16号(第12号、第13号及び第15号を除く。)までの適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする(以下20の2において同じ。)

(2)～(7) (略)

#### 22 第20条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めるとき」の取扱い  
第17条第1項各号、第2項各号又は第3項第1号から第3号まで、第4号、第5号、第6号若しくは第4項第1号から第3号まで、第4号、第5号、第6号のいずれかに該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めたと」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに規定する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a～c (略)

d 第17条第1項第17号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) (略)

#### 24 第25条（監理ポスト及び整理ポスト）関係

(1) (略)

(2) ヘラクレスにおける普通株の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次のa及びbに定めるところによる。

a 監理ポストへの割当て

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a)～(t) (略)

(t)の2 第17条第1項第16号に規定する「株主の権利及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(u) 第17条第1項第17号（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(v)・(w) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場株券が第17条第1項各号（第7号のうち19(7) bの(a)に規定する合併による解散の場合、第11号のうち22(1) bに該当する場合、第14号のうち19(12) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第17号のうち株券の不正発行の場合を除く。）

(1) 「本所が必要であると認めるとき」の取扱い  
第17条第1項各号、第2項各号又は第3項第1号から第3号まで、第4号、第5号、第6号若しくは第4項第1号から第3号まで、第4号、第5号、第6号のいずれかに該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めたと」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに規定する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a～c (略)

d 第17条第1項第16号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) (略)

#### 24 第25条（監理ポスト及び整理ポスト）関係

(1) (略)

(2) ヘラクレスにおける普通株の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次のa及びbに定めるところによる。

a 監理ポストへの割当て

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a)～(t) (略)

(新設)

(u) 第17条第1項第16号（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(v)・(w) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場株券が第17条第1項各号（第7号のうち19(7) bの(a)に規定する合併による解散の場合、第11号のうち22(1) bに該当する場合、第14号のうち19(12) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第16号のうち株券の不正発行の場合を除く。）

若しくは第2項各号又は第3項第1号から第3号までのすべて、同項第4号、第5号、第6号若しくは同条第4項第1号から第3号までのすべて、同項第4号、第5号、第6号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

- (3) (略)
- (4) (2)に規定する普通株の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次に定めるところによる。
  - a 監理ポストへの割当期間
    - (a)～(h) (略)
    - (i) (2) a の(h), (i), (l), (p), (q), (q)の2, (t), (t)の2, (u), (v)及び(w)の場合
  - b (略)
- (5)・(6) (略)

#### 付 則

- 1 この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の13の規定は、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

若しくは第2項各号又は第3項第1号から第3号までのすべて、同項第4号、第5号、第6号若しくは同条第4項第1号から第3号までのすべて、同項第4号、第5号、第6号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

- (3) (略)
- (4) (2)に規定する普通株の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次に定めるところによる。
  - a 監理ポストへの割当期間
    - (a)～(h) (略)
    - (i) (2) a の(h), (i), (l), (p), (q), (q)の2, (t), (u), (v)及び(w)の場合
  - b (略)
- (5)・(6) (略)